

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）

（素案）

放課後事業部会【抜粋】

大阪市

令和2年度～令和6年度

第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）において、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項が示されており、本章はその記載事項に該当する内容について記載しています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区（24区）を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

事業等		提供区域
就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）		
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区
地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区
2	放課後の居場所を提供する事業 （児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）	行政区
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区
7	病児・病後児保育事業	市全域
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査事業	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業 （子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）	市全域

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保

本計画期間の各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、次のとおりです。なお、提供区域ごとの量の見込みと確保の内容については、別冊資料に掲載しています。

放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）

児童いきいき放課後事業

市内全市立小学校区において、学校と地域との協力のもとに、本市に居住するすべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ります。障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努めます。

留守家庭児童対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
	確保の内容	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
高学年	量の見込み	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
	確保の内容	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827

※上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

（留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
	確保の内容	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
高学年	量の見込み	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177
	確保の内容	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177

第5章 基本施策と個別の取り組み

基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

次代の大阪を担うこどもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができる力をはぐくみます。

少子化や核家族化、情報化などの社会の変化や、多様な就業形態や経済状況などの社会情勢が、こどもや青少年の成長や社会的な自立においてさまざまな影響を与えています。

変化の激しい社会を生きていくうえで、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ他の人と協調し、思いやる心や感動する心、たくましく生きるための健康や体力といった「生きる力」を身につけていくことが大切です。

社会の変化とそれらがこどもや青少年に与える影響を的確にとらえ、大阪のまちが有する強みを最大限に生かし、次代を担うこどもや青少年の人権が尊重され、安全で安心な環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立して生きていける社会を実現していく必要があります。

大阪市のこどもや青少年は、「自分にはよいところがあると思う」と答える割合が低い傾向がみられます。また、「将来の夢や目標を持っている」と答える割合も低い傾向がみられます。自分に肯定的なイメージを持つことや将来の夢や目標を持つことは、生きていくうえであらゆる力の源泉となるものです。こどもや青少年が、自分に自信をもち、互いに尊重しながらともに育ちあう中で、夢や希望をもって、自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り開き、社会の一員としていきいきと自立して生きる力をはぐくんでいきます。

めざすべき目標像

- すべてのこどもたちが健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。
- こどもや青少年が、夢や目標を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自立して生きる。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標（令和6年度）
「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合	小学生 74.7% 中学生 67.4%	小学生 80% 中学生 80%
「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合	小学生 80.5% 中学生 66.1%	小学生 85% 中学生 85%
「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答するこどもの割合	小学生 69.5% 中学生 61.5%	小学生 74% 中学生 74%

基本施策・施策

基本施策（1）こども・青少年が自立して生きる力の育成
施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します 【重点施策1】 乳幼児期の教育・保育の質の確保と向上
施策2 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します 【重点施策2】 学力の向上
施策3 社会で共に生きていく力を育成します 【重点施策3】 道徳心・社会性の育成
施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します 【重点施策4】 健康や体力の保持増進
施策5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します 【重点施策5】 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実
施策6 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します
施策7 勤労観・職業観を醸成し、社会的・経済的自立を支援します
施策8 地域における多様な担い手を育成します

(1) こどもが自立して生きる基盤となる力の育成

施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します

【基本認識】

近年、国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果をはじめ、幼児期における語彙数、多様な運動経験等がその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果等から、就学前教育の重要性への認識が高まっています。

乳幼児期の教育は、大きくは家庭とそれ以外の施設等で行われ、両者は連携し、連動してこども一人ひとりの育ちを促すことが大切です。家庭は、愛情としつけを通して乳幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する場であり、家庭以外の施設等は、家庭ではできない社会・文化・自然などに触れ、乳幼児期なりの世界の豊かさに出会う場です。

平成29年3月に改訂（改定）された、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で示されているとおり、就学前施設における教育においては、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を一体的に育むことが重要です。さらに、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが大切です。

【取組の方向性】

乳幼児期から、こどもの発達の状態や特性に応じてふさわしい教育・保育を行うことができるよう、就学前施設の教職員の教育・保育及び子育てに関する専門性の向上を図るため、保育・幼児教育センターを核としながら多様な研修・研究の機会を提供するとともに、就学前教育カリキュラムの普及と活用を促進します。さらに、就学前教育から小学校教育への円滑な移行をめざし、就学前施設と小学校の連携・接続の進め方・あり方に関する研究や実践を進めます。

【重点施策1】 乳幼児期の教育・保育の質の確保と向上

施策2 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します

【基本認識】

全国学力・学習状況調査の結果について、大阪市の平均無解答率は全国水準と比べても改善されてきましたが、平均正答率については改善傾向にあるものの、依然として全国水準には達していない状況です。

【取組の方向性】

幼児期の学びを義務教育以降の学力の向上につなげ、義務教育修了までには社会で生き抜くために必要となる基礎的な「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」などをバランスよく育みます。また、高等学校教育では、大阪府との連携を図りながら市立高等学校の再編・機能充実を検討し、義務教育修了までに身に付けた力を発展させる学びを推進します。

【重点施策2】 学力の向上

児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業の実現、論理的思考能力をつけるうえで大きな役割を果たす理数教育の充実などに取り組んでいくとともに、各学校の学力向上の取組が、客観的に行われる検証、評価により見える化された学校や子ども一人ひとりの状況に応じた効果的な取組となるよう、児童生徒の状況を客観的・経年的に把握できるシステムを構築し、それらに基づく継続した指導、個に応じた支援を充実させていきます。

国際社会・多文化共生社会における生きる力の育成

これからのこどもたちは、世界的な競争と協働が進む国際社会において、力強く生き抜く力を身に付ける必要があります。そのためには、国際共通語であり、グローバル化する社会を生きる子どもたちの可能性を広げるツールとなる英語やICTの活用など、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが重要です。

また、グローバル化する時代の中で、これからますます、海外から来日してくる人たちが増えてきます。こどもたちが自身のアイデンティティとなる自国の文化をしっかりと理解し、他国との文化や考え方の違いを互いに理解・尊重し、学校や地域でつながっていくことが、グローバル化する社会を生き抜くためにも必要です。多くの帰国・来日のこどもたち、外国にルーツのあるこどもたちが、大阪市において学校生活を送っている状況も踏まえ、日本語の学習支援を含め、大阪市のこどもたちが、国際社会において生き抜くための力の育成を図っていきます。

施策3 社会で共に生きていく力を育成します

【基本認識】

大阪市では、全国学力・学習状況調査の結果において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」「学校のきまり・規則を守っていますか」など、社会性や規範意識に関する項目について、肯定的な回答をする児童生徒の割合が高まるなど、道徳教育や人権を尊重する教育の推進による成果が見られますが、全国の割合よりは低い状況となっています。

【取組の方向性】

引き続き、道徳心・社会性の育成に具体的に取り組むことが重要であり、このような力や態度の育成を、安全で安心できる学校、教育環境の実現にもつなげていきます。

【重点施策3】道徳心・社会性の育成

倫理や規範意識、社会性をはぐくむ教育の取組、例えば「人に親切にする」「嘘をつかない」「ルールを守る」「勉強する」といった基本的モラルを子どもたちに身に付けさせる取組などを進め、幼児期から小・中学校を通じた義務教育修了までの期間に基本的な道徳心・社会性の育成を図ります。

環境を守る意識の醸成

学校等において、環境問題に関する学習や体験機会を提供します。また、自然や環境の保全に興味や関心を高めることができるよう、身近な地域で自然にふれることができる機会を提供します。

自らの安全を守る力の育成

保育所や幼稚園、小・中学校において、発達段階に応じた交通安全教育を推進します。また、情報活用能力や情報モラルの向上を図るなど、犯罪被害に巻き込まれない力を育成します。

施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します

【基本認識】

生涯にわたり心身ともに健康で、活力ある生活を送るために、こどもの頃から主体的に運動する習慣を身に付け、基礎的な体力を養うとともに、望ましい食生活など健康的な生活習慣を形成し、健康を管理する能力を形成することが重要です。

【取組の方向性】

家庭・学校・地域が連携して、発達段階に応じた健康的な生活習慣や適度な運動習慣の形成を図る環境づくりを進めるとともに、生涯を通じて運動に親しめる素養を培う環境づくりを進めます。

【重点施策4】健康や体力の保持増進

学校園におけるこどもの体力向上に向けたさらなる取組に加え、学校園の活動以外における、運動やスポーツに親しむ機会の確保に向け、区や関係局等とも連携していきます。また、部活動の改革については、引き続き、あり方を踏まえ研究していきます。

また、生活習慣は生涯にわたり健康に大きな影響を与えることから、家庭での養育はもとより、保育所や幼稚園、学校、地域において健康教育を推進し、こどもの健康的な生活習慣の確立を図ります。なかでも、食育推進の観点から健康的な生活習慣の形成に努めます。

施策5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します

【基本認識】

こどもや青少年は、自然体験や生活体験などの多様な実体験や、異年齢層など幅広い人との交流を通じて、生きていくうえで必要となるさまざまな力を培いながら成長していきます。しかし近年、社会環境の変化等によりこどもたちが実体験をする機会が減少しており、心身の健やかな成長に重大な影響を与えることが懸念される中、こうした成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実していくことが重要です。

【取組の方向性】

図書館や社会教育施設などの多種多様な社会資源や、文化的資産、多彩な人物など、大阪市が有する多くの貴重な財産を、こどもや青少年の健全な成長に生かす取組を推進します。

【重点施策5】成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実

児童いきいき放課後事業

留守家庭児童対策事業

●放課後の居場所を提供する事業について

近年の少子化・核家族化・夫婦共働きの一般化によるこどもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成4年度から「児童いきいき放課後事業」を開始し、平成12年度からは市内の全市立小学校で実施しています。

「児童いきいき放課後事業」では、1年生から6年生まで全ての小学生を対象として平日の放課後、土曜日・長期休業日に、遊びやスポーツ、主体的な学習などを活動内容としています。

「児童いきいき放課後事業」の活動場所は小学校内の余裕教室を活用し、専用活動室の他、多目的室や学校図書館等を利用しています。今後も、教育委員会や地域とも連携し、放課後に小学校内で健やかに過ごせる居場所として充実を図っていきます。また、障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努めます。

「児童いきいき放課後事業」のほか「放課後児童クラブ（留守家庭児童対策事業）」として民設民営の取り組みに対する補助事業も行っています。

今後も、本市の放課後施策である「児童いきいき放課後事業」と「留守家庭児童対策事業」を各地域の実情や保護者のニーズに合わせ総合的に実施し、各事業を推進していきます。

施策6 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します

【基本認識】

こどもや青少年は、家庭はもとより、学校や地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長をしていくことから、家庭、学校、地域が一層連携しながら、それぞれの教育力を向上していくことが重要です。

【取組の方向性】

地域では、これまでも、市民ボランティアや地域団体、NPOなどによりこどもや青少年をはぐくむ活動が展開されています。こうした市民の力を礎としながら、家庭や学校、地域等がそれぞれの役割を果たし、一層連携しながら、こどもや青少年の成長をはぐくむ教育環境を充実します。

地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援

学校園の運営に当たっては、学校や地域を拠点とした学習機会の充実や、地域による学校支援の取組、学校・地域・家庭の連携による取組などにより、「教育コミュニティ」の一層の充実を図っていきます。

また、図書館でこどもたちを含めた市民の学びを総合的に支援するとともに、家庭教育への支援の充実や産業界との連携について推進します。

施策7 勤労観・職業観を醸成し、社会的・経済的自立を支援します

【基本認識】

若者の失業率の高さの原因は、非正規雇用など不安定な雇用形態の増加のほか、職業意識の希薄化や就業意欲そのものの低下が懸念されます。勤労観や職業観を醸成し、生涯を見据えながら、自己の個性や適性を生かした進路を選択し、決定する力や生活を設計する力を身につけていく必要があります。

【取組の方向性】

産業界等とも連携しながら、働くことや職業についての理解を深める体験や学習機会を充実し、発達過程に応じた勤労観や職業観の醸成や、自らの個性や適性を生かして進路を選択し、決定できる力の育成を図るとともに、若者が社会人として、職業人として自立できるよう、関係機関と密接に連携しながら、就業に向けた情報提供や学び直しなどの学習機会を提供するなど、一人ひとりが抱えるさまざまな課題やニーズに応じて支援する仕組みを充実します。

職業的・社会的自立への支援

施策8 地域における多様な担い手を育成します

【基本認識】

地域の大人が、子どもや青少年を対象とした体験の機会を企画し実施できるよう、子ども・青少年の成長を支える基盤となる多様な担い手を育成するために支援を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

地域等において青少年健全育成や非行防止活動に取り組む有志ボランティアを養成し、知識・技術を習得することで担い手の資質向上を図ります。

地域における多様な担い手の育成